

資料

○旭川市民の消費生活を守り高める条例

昭和50年10月16日条例第36号

改正 平成17年3月24日条例第9号

目次

- 第1章 総則（第1条—第5条）
- 第2章 物価の安定（第6条—第13条）
- 第3章 消費者の安全確保（第14条—第20条）
- 第4章 消費者の利益擁護（第21条—第24条の3）
- 第4章の2 消費者の自立への支援（第24条の4—第24条の7）
- 第5章 消費者苦情の処理（第25条—第27条）
- 第5章の2 消費生活会議（第27条の2）
- 第6章 調査、勧告、公表等（第27条の3—第29条）
- 第7章 雑則（第30条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、消費者の利益の擁護及び増進に関し、市及び事業者の果たすべき責務並びに消費者の役割を明らかにするとともに、市の施策の基本となる事項その他必要な事項を定めることにより、その施策を総合的に推進し、もって市民の消費生活の安定及び向上を図ることを目的とする。

（基本理念）

第2条 消費者の利益の擁護及び増進に関する施策（以下「消費者施策」という。）の総合的な推進は、市、事業者及び消費者の相互の信頼及び協力の下に、次に掲げる消費者の権利を尊重するとともに、消費者の自立を支援することを基本として行われなければならない。

- （1）消費生活を営む上で使用し、又は利用する商品及び役務（以下「商品及び役務」という。）について、基本的な需要が満たされること。
- （2）商品及び役務によつて生命、身体及び財産を侵害されないこと。
- （3）適正な取引環境の下で商品及び役務を自主的かつ合理的に選択できること。
- （4）消費生活において不当に受けた被害から適切かつ迅速に救済されること。
- （5）消費生活を営む上で必要な情報が適切かつ迅速に提供されること。
- （6）自立した消費生活を営むために必要な教育が受けられること。
- （7）健全な生活環境の下で消費生活を営むことができること。
- （8）消費者の意見が消費者施策及び事業者の事業活動に適切に反映されること。

（市の責務）

第3条 市は、前条に定める基本理念にのっとり、市民の参加と協力の下に、消費者施策を総合的に策定し、及び実施しなければならない。

- 2 市は、消費者施策の推進に当たっては、環境の保全に配慮して行うよう努めなければならない。
- 3 市は、消費者施策の推進に当たって必要があると認めるときは、他の地方公共団体と提携して国、道に実効ある措置をとるよう要請しなければならない。

（事業者の責務）

第4条 事業者は、商品及び役務を提供するに当たっては、第2条に定める基本理念にのっとり、次に掲げる事項に努めなければならない。

- （1）消費者の安全を確保すること。
- （2）商品及び役務の品質の向上を図ること。
- （3）法令を遵守し、消費者との取引における公正を確保すること。
- （4）消費者の知識、経験及び財産の状況等に配慮すること。
- （5）消費者に対し必要な情報を明確かつ平易に提供すること。
- （6）自ら又は共同で消費者の苦情を処理する体制を整備し、苦情を適切かつ迅速に処理すること。

と。

(7) 環境の保全に配慮すること。

(8) 市が実施する消費者施策に協力すること。

(消費者の役割)

第5条 消費者は、消費生活の安定及び向上を図るため、自ら進んで、消費生活に関し、必要な情報を収集する等自主的かつ合理的に行動するよう努めなければならない。

2 消費者は、消費生活に関し、環境の保全に配慮するよう努めなければならない。

3 消費者は、消費生活に関し、知的財産権等の適正な保護に配慮するよう努めなければならない。

第2章 物価の安定

(情報の収集及び公開)

第6条 市長は、日常生活に不可欠な物資（以下「生活必需物資」という。）の生産、流通等の実態をは握するよう努めるとともに、価格、需給の動向等に関する情報を収集し、その結果を市民に公開しなければならない。

2 市長は、前項に定める価格、需給の動向等の情報収集について、事業者に必要な協力を求めることができる。

(価格調査員)

第7条 市長は、前条第1項の価格等に関する調査を行わせるため、価格調査員を置くものとする。

(北海道価格の解消)

第8条 市長は、北海道価格の実態を調査して、その要因を明らかにし、道内各地方公共団体とともに、国、道及び関係業界に対しその解消を要請するほか、必要な措置を講じなければならない。

(市民の意見を聴く会の開催)

第9条 公益的事業者が、その料金を変更しようとするときは、事前に市長に通知するものとする。

2 市長は、前項の通知を受けた場合、必要があると認めるときは、広く市民の意見を聴く会を事業者の協力を求めて開き、消費者の意見を反映させるよう努めなければならない。

3 市長は、第1項の公益的事業者の範囲について定めるものとする。

(生活必需物資の確保)

第10条 市長は、生活必需物資が著しく不足し、市民生活を脅かすおそれのあるときは、生活必需物資の確保その他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(重要物資の指定)

第11条 市長は、市民生活の安定を図るため、特に円滑な流通を確保し、又は不適正な利得を排除する必要がある生活必需物資を重要物資として指定するものとする。

(調査)

第12条 市長は、前条の規定により指定された物資（以下「指定物資」という。）が不足し、又は価格が著しく高騰した場合で、事業者が当該指定物資の円滑な流通を妨げ、又は適正な利得を超える価格で販売する行為（以下「不適正な事業活動」という。）を行っていると認めるときは、その実態を調査しなければならない。

第13条 削除

第3章 消費者の安全確保

(欠陥商品等の提供禁止)

第14条 事業者は、消費者の生命、身体及び財産に危害を及ぼし、又は消費者に著しく不利益を及ぼす商品及び役務（以下「欠陥商品等」という。）を提供してはならない。

(欠陥商品等であることが明らかになったときの措置)

第15条 事業者は、商品及び役務が欠陥商品等であることが明らかになったときは、直ちにその欠陥商品等の発表、販売停止、回収、製造及び加工等の方法の改善その他危害の防止、品質及び技術の向上、賠償等必要な措置を講じなければならない。

(欠陥商品等に対する市長の緊急措置)

第16条 市長は、商品及び役務が欠陥商品等であることが明白である場合において、消費者の生命、身体及び財産に対する危害を防止するため緊急の必要があると認めるときは、直ちに欠陥商品等の名称その他必要な事項を発表しなければならない。

(事故発生の届出)

第17条 消費者は、商品及び役務により事故があつた場合は、同一事故による被害が他の消費者に

及ぶことを防止するため、その事実をすみやかに市長に届出なければならない。

- 2 市長は、前項の届出を受けたときは、同一事故による被害が他の消費者に及ぶことを防止するため必要な措置を講じなければならない。

(危害の防止)

第18条 市長は、商品及び役務について、その安全性に疑いの強いもので必要があると認めたときは、事業者に対して、その安全性の根拠となる資料等の提出を要請するとともに、その実態を調査しなければならない。

- 2 市長は、前項の商品及び役務について、必要があると認めたときは、その製造、輸入、販売及び使用に関して適切な措置をとるよう、すみやかに関係行政機関及び当該事業者に対して要請するものとする。

(試験又は検査の依頼等)

第19条 市長は、前条第1項の調査に関し必要があると認めるときは、国、道その他試験研究機関等に対して商品及び役務に関する試験又は検査を依頼するものとする。

- 2 市長は、消費者に対する危害の発生又は拡大を防止するために必要があると認めるときは、前項の試験又は検査により得た情報を、直ちに消費者に提供するものとする。

第20条 削除

第4章 消費者の利益擁護

(表示の適正化等)

第21条 事業者は、消費者が商品及び役務の選択を誤ることがないように、その品質、用途、内容、価格その他必要な事項を適正かつ分かりやすく表示しなければならない。

- 2 事業者は、法令で別の定めのあるもののほか、市長が定める商品及び役務について、品質、販売及び提供の単位又は価格、取扱方法その他市長が必要と認める事項を適正かつ分かりやすく表示しなければならない。
- 3 市長は、消費者が商品の選択をしやすくするため、別に定める店舗における指定商品について、単位価格を表示させるようしなければならない。

(計量の適正化)

第22条 事業者は、消費者に商品を提供するに当たっては、適正な計量を実施しなければならない。

(包装の適正化)

第23条 事業者は、その提供する商品について、消費者に内容を誇張し、廃棄物の量及び包装経費を増大させるなどの過大な包装をしないよう努めなければならない。

- 2 市長は、包装の適正化を図るため、事業者に対して適切な指導をしなければならない。

(広告の適正化)

第23条の2 事業者は、商品及び役務の広告を行うときは、虚偽又は誇大な表現その他消費者を誤認させるような表現を避け、商品及び役務に関する正確な情報を提供しなければならない。

(アフターサービス)

第24条 事業者は、商品及び役務について、提供後の保証、修理等のアフターサービスの内容が明示されているものについて、その徹底を図るよう努めなければならない。

(不当な取引行為の禁止)

第24条の2 事業者は、消費者との取引に関し、次に掲げる行為（以下「不当な取引行為」という。）を行ってはならない。

- (1) 販売の意図を隠して消費者に接近し、又は商品及び役務の内容若しくは取引条件等に関して、重要な情報を故意に提供しないことにより、若しくは虚偽の情報を提供して、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させること。
- (2) 消費者の取引に関する知識、判断力若しくは経験の不足に乗じ、消費者の自発的意思を待つことなく執ように説得し、又は消費者を不安に陥れて契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させること。
- (3) 消費者に一方的に不利益をもたらす不当な内容の契約を締結させること。
- (4) 消費者又はその関係人に対し、欺き、又は威迫する等の不当な手段を用いて、契約（当該契約の成立又はその内容について当事者間で争いのあるものを含む。）に基づく債務の履行を強要すること。
- (5) 契約に基づく債務の完全な履行を求める消費者からの正当な請求に対し、適切な処理をせ

ず、履行を不当に拒否し、又は遅延させること。

(6) 消費者の正当な契約の申込みの撤回若しくは契約の解除等の申出を妨げ、又は契約の申込みの撤回若しくは契約の解除に基づく債務の履行を不当に拒否し、又は遅延させること。

2 市長は、不当な取引行為の基準を定めようとするときは、あらかじめ、旭川市消費生活会議の意見を聴くものとする。

(不当な取引行為に関する調査等)

第24条の3 市長は、不当な取引行為が行われている疑いがあると認めるときは、その実態を明らかにするために必要な調査を行うものとする。

2 市長は、不当な取引行為による消費者に対する被害の発生又は拡大を防止するために必要があると認めるときは、前項の調査により得た情報を消費者に提供するものとする。

第4章の2 消費者の自立への支援

(情報の提供)

第24条の4 市は、消費者が自主的かつ合理的に行動できるよう、消費生活に関する情報を収集し、消費者に必要な情報を適切かつ迅速に提供するものとする。

(消費者教育等の推進)

第24条の5 市は、消費者が消費生活に関する必要な知識を修得するとともに判断力を養い、自主的かつ合理的に行動することができるよう、消費者に対する啓発活動及び消費者教育に係る施策の推進に努めるものとする。

(消費者の特性への配慮)

第24条の6 市は、消費者の自立の支援に当たっては、消費者の年齢その他の特性に配慮して行うものとする。

(消費者運動の促進)

第24条の7 市長は、消費生活の安定及び向上について消費者の自主的な組織活動が推進されるよう必要な施策を講じなければならない。

第5章 消費者苦情の処理

(消費者苦情の処理)

第25条 市長は、商品及び役務について消費者から苦情又は相談があつたときは、助言、あつせん等により適切かつ迅速に処理しなければならない。

2 市長は、前項の苦情又は相談の処理のために必要があると認めるときは、当事者その他の関係者に対し、報告又は必要な資料の提出を求めることができる。

3 市長は、消費者からの苦情（以下「消費者苦情」という。）の処理の円滑化を図るために必要があると認めたときは、当該消費者苦情を旭川市消費生活会議のあつせん又は調停に付することができる。

4 市長は、消費者苦情の要因が他の消費者に被害を及ぼすおそれがあるときは、その要因、処理経過その他必要な情報を消費者に提供しなければならない。

(消費者訴訟の援助)

第26条 市長は、消費生活上の少額の被害を受けた消費者（以下「被害者」という。）が、事業者を相手にして行う訴訟（以下「消費者訴訟」という。）を自ら提起することが困難であり、かつ、同一の被害者が多数存在する場合で、被害者が消費者訴訟を提起することを決定したときは、被害者の権利を守り、その被害を救済するとともに、事業者の社会的責任を追求するため必要な援助を行うことができる。

2 前項の援助は、被害者が行う他の被害者への呼びかけ、立証活動の協力、消費者訴訟に要する費用の貸付、その他訴訟活動に必要なものとする。

3 市長は、第1項の援助を行おうとするときは、あらかじめ、旭川市消費生活会議の意見を聴くものとする。

(訴訟費用等の貸付)

第27条 前条第2項に規定する消費者訴訟に要する費用の貸付金には利息を付さない。

2 費用の貸付を受けた者が、当該消費者訴訟の結果、訴訟に要した費用を得ることができなかつたとき、その他市長が償還させることが適当でないと認めるときは、その貸付金の全部又は一部の償還を免除することができる。

3 前2項に定めるもののほか、費用の貸付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

第5章の2 消費生活会議

(消費生活会議)

第27条の2 市長は、消費者施策に市民の意見を反映させるとともに、消費者苦情の処理の円滑化を図るため、学識経験者、消費者及び事業者で構成する旭川市消費生活会議（以下「消費生活会議」という。）を置く。

2 消費生活会議は、次に掲げる事項を所掌する。

(1) 市長の諮問に応じ、消費者施策の推進に関する重要事項について調査審議すること。

(2) 市長から付託を受けた消費者苦情に係るあつせん又は調停（以下「あつせん等」という。）を行うこと。

(3) 消費者施策の推進に関する事項について、市長に意見を述べること。

3 消費生活会議は、あつせん等を行うために必要があると認めるときは、当事者その他の関係者に対し、出席を求め、意見を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

4 消費生活会議は、あつせん等を行わせるため、消費生活会議に消費者苦情処理部会（以下「苦情処理部会」という。）を置く。

5 あつせん等については、苦情処理部会の決定をもって消費生活会議の決定とする。

6 消費生活会議は、必要があると認めるときは、苦情処理部会のほか、消費生活会議に部会を置くことができる。

第6章 調査、勧告、公表等

(立入調査等)

第27条の3 市長は、第12条及び第24条の3第1項の規定の施行に必要な限度において、事業者に対し、報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に当該事業者の事務所、事業所その他事業に関係のある場所に立ち入らせ、書類その他物件を調査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 市長は、事業者又は関係者が前項の規定による報告、資料の提出又は立入調査を拒み、質問に対し回答しなかつたときは、当該事業者に対し、報告若しくは資料の提出、又は立入調査若しくは質問に応ずるよう、書面により再度求めるものとする。

3 前2項の規定により立入調査又は質問をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

4 第1項及び第2項の規定による立入調査及び質問の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(指導及び勧告)

第28条 市長は、第14条（欠陥商品等の提供禁止）、第15条（欠陥商品等であることが明らかになったときの措置）又は第24条の2（不当な取引行為の禁止）第1項の規定に違反している事業者に対して、その違反を是正するために必要な措置をとるべきことを指導し、又は勧告しなければならない。

2 市長は、第12条（調査）の規定による調査又は同条に係る前条第1項若しくは第2項の規定による報告、資料の提出、立入調査又は質問の結果、不適正な事業活動が行われたと認めるときは、当該事業者に対し、その不適正な事業活動を是正するよう勧告しなければならない。

(公表)

第29条 市長は、事業者が第27条の2第3項の規定による出席若しくは資料の提出の要求を正当な理由がなく拒み、若しくは虚偽の資料を提出したとき、若しくは第27条の3第2項の規定による報告、資料の提出、立入調査若しくは質問に対する回答を正当な理由がなく拒み、虚偽の報告をし、虚偽の資料を提出し、若しくは虚偽の回答を行つたとき、又は前条の規定による勧告に従わなかつたときは、その経過及び事実を事業者の意見を付して公表することができる。

2 市長は、前項の規定により公表しようとするときは、あらかじめ、当該事業者に対し、その旨を通知して、意見の聴取を行うものとする。ただし、当該事業者が正当な理由がなく意見の聴取に応じないときは、この限りでない。

3 市長は、第1項の規定により公表しようとするときは、あらかじめ、消費生活会議の意見を聴くものとする。

第7章 雑則

(委任)

第30条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例中第25条第3項及び第30条に係る部分については、公布の日から、その他の部分については、この条例公布の日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日（昭和51年4月規則第5号で、同51年4月1日）からそれぞれ施行する。

附 則（平成17年3月24日条例第9号）

この条例は、平成17年4月1日から施行する。ただし、第13条の改正規定、第4章中第24条の次に2条を加える改正規定、第6章中第28条の前に1条を加える改正規定、第28条第1項の改正規定、第28条第2項の改正規定及び第29条の改正規定は、同年7月1日から施行する。

○旭川市民の消費生活を守り高める条例施行規則

昭和51年4月8日規則第27号

改正

平成9年4月18日規則第34号
平成15年3月28日規則第20号
平成17年3月2日規則第5号
平成17年4月1日規則第24号
平成18年3月31日規則第24号
平成19年3月30日規則第17号
平成20年3月31日規則第23号
平成21年3月31日規則第10号
平成22年3月23日規則第11号

平成23年3月25日規則第3号
平成25年4月1日規則第15号
平成26年4月1日規則第13号
平成28年4月1日規則第35号
平成29年3月29日規則第14号
令和2年3月31日規則第25号
令和3年3月31日規則第16号
令和8年3月31日規則第23号

（趣旨）

第1条 この規則は、旭川市民の消費生活を守り高める条例（昭和50年旭川市条例第36号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

（価格調査員）

第2条 条例第7条の規定による価格調査員は、15人とする。

2 価格調査員は、小売店の店頭における生活必需物資の価格及び出まわり状況について調査するものとする。

3 価格調査員は、前項の規定により価格等を調査するときは、その身分を示す価格調査員証（様式第1号）を携帯し、事業者に提示しなければならない。

4 価格調査員の任期は、1年とする。

（公益的事業者の通知事項）

第3条 条例第9条第1項の規定により公益的事業者が市長に通知する事項は、次の各号に掲げるものとする。

（1）申請等の時期

（2）料金を変更しようとする理由

（3）変更しようとする料金の内容

2 条例第9条第3項の規定により市長は、公益的事業者の範囲を定めたときは、告示するものとする。

（重要物資の指定及び解除）

第4条 条例第11条の規定により市長は、重要物資を指定し、又は解除したときは告示するものとする。

第5条及び第6条 削除

（適正表示）

第7条 条例第21条第2項の規定により市長は、商品及び役務並びに必要と認める事項を定めたときは、告示するものとする。

（単位価格表示）

第8条 条例第21条第3項の規定により市長は、店舗及び指定商品を定めたときは、告示するものとする。

（不当な取引行為の基準）

第8条の2 条例第24条の2第2項の不当な取引行為の基準は、別表に掲げるとおりとする。

(あつせん等)

第8条の3 市長は、条例第25条第3項の規定により、消費者からの苦情を旭川市消費生活会議（以下「消費生活会議」という。）のあつせん又は調停（以下「あつせん等」という。）に付するときは、その旨を当該苦情の申出人及びその相手方の事業者（以下「紛争当事者」という。）に通知するものとする。

2 消費生活会議は、あつせん等により紛争当事者間に合意が成立したときは、当該あつせん等を終了するものとする。

3 消費生活会議は、あつせん等によつては紛争の解決の見込みがないと認めるとき、又は紛争当事者が訴訟を提起したときは、当該あつせん等を打ち切ることができる。

4 消費生活会議は、前2項の規定によりあつせん等を終了したときは、その経過及び結果を市長に報告するものとする。

(消費者訴訟の援助)

第9条 条例第26条第1項の規定により市長は、消費者訴訟の援助を行う場合は、消費生活上の被害又は被害者が次の各号に掲げる事項に該当するときとする。

(1) 消費生活会議のあつせん等によつても解決されない苦情にかかわるものであること。

(2) 被害額が1件あたり50万円以下であること。

(3) 被害者自ら訴訟により、被害の救済を求めることが困難であること。

(4) 同一被害者が10人以上存在していること。

(5) 他の公共団体から援助を受けていない者であること。

2 前項の規定にかかわらず市長は、特に必要があると認めたときは、消費者訴訟の援助を行うことがある。

(貸付け費用)

第10条 条例第26条第2項に規定する消費者訴訟に要する費用とは、次の各号に掲げるもののうち市長が必要と認めるものとする。

(1) 裁判所に納める費用

(2) 弁護士に支払う費用

(3) 前2号に掲げる費用のほか、当該訴訟の遂行に要する費用

(貸付の申請)

第11条 消費者訴訟に要する費用の貸付けを受けようとする者（以下「貸付申請者」という。）は、旭川市消費者訴訟貸付金貸付申請書（様式第4号。以下「貸付申請書」という。）を市長に提出しなければならない。

2 貸付申請書には、次の各号に掲げる書類を添えなければならない。

(1) 貸付申請者の世帯全員の住民票

(2) 保証人の住民票

(保証人)

第12条 貸付申請者は、次に掲げる要件を備える保証人を1人立てなければならない。

(1) 独立の生計を営んでいる者で保証能力を有するもの

(2) 消費者訴訟に要する費用の貸付けを受けていない者

2 前項の規定により保証人となつた者は、消費者訴訟に要する費用の貸付けを受けた者と連帯して債務を負担しなければならない。

(貸付けの決定)

第13条 市長は、貸付申請書の提出を受けた場合は、速やかにその内容を審査し、かつ、消費生活会議の意見を聞き、消費者訴訟に要する費用を貸し付けることが適当であると認め貸し付ける金額（以下「貸付金」という。）を決定したときは、その旨を貸付申請者に対し、旭川市消費者訴訟貸付金貸付承認書（様式第5号）により通知するものとする。

(貸付金の交付)

第14条 前条の規定により、貸付金の貸付承認を受けた者は、旭川市消費者訴訟貸付金借用書（様式第6号）を市長に提出しなければならない。

2 貸付金は、当該訴訟提起後に交付するものとする。

(貸付金の追加貸付)

第15条 市長は、既に貸付金を借り受けた者（以下「借受人」という。）が、確定判決を得るまで
条例第26条第1項に規定する消費者訴訟を維持することが困難であると認めるときは、既に貸付
けをした貸付金に追加して貸し付けることがある。

2 前項の規定により貸付金に追加して借り受けようとする者は、旭川市消費者訴訟貸付金追加貸
付申請書（様式第7号）を市長に提出しなければならない。

3 第1項に規定する消費者訴訟に要する費用の貸付けについては、第10条及び第12条から前条ま
での規定を準用する。

（貸付金の償還）

第16条 借受人は、訴えの取下げ又は判決の確定等により当該訴訟が終了したときは、その日から
起算して6月以内（以下「償還期限」という。）に当該貸付金の全額を償還しなければならない。

（免除）

第17条 条例第27条第2項の規定により市長が貸付金の償還を免除する場合は、次の各号の一に該
当するときとする。

（1） 敗訴したとき。

（2） 確定判決に基づく給付を得ることが不可能なとき。

（3） 借受人が死亡し、当該訴訟の承継人が存在しないとき。

（4） その他市長が特に必要と認めたとき。

2 前項の規定により貸付金の償還の全部又は一部の免除を受けようとする者は、旭川市消費者訴
訟貸付金償還免除申請書（様式第8号）にその理由を証する書面を添えて市長に提出しなければ
ならない。

3 市長は、前項に規定する申請書を受理した場合は、その内容を審査し、貸付金の償還を免除す
ることが適当であると認めたときは、その旨を当該申請者に対し、旭川市消費者訴訟貸付金償還
免除通知書（様式第9号）により通知するものとする。

（貸付けの取消及び償還）

第18条 借受人が、次の各号の一に該当するときは、貸付け承認を取り消すものとする。この場合
において既に貸付けを受けた貸付金の全部又は一部を直ちに償還しなければならない。

（1） 貸付金を目的以外に使用したとき。

（2） 偽りその他不正手段により貸付けを受けたとき。

（3） 消費者訴訟の遂行が不誠実であるとき。

（延滞金）

第19条 借受人は、償還期限後に貸付金を償還する場合においては当該貸付金の額にその償還期限
の翌日から、前条の規定により貸付金の償還を命ぜられた場合においては当該償還を命ぜられた
貸付金の額にその償還を命ぜられた日から納付の日までの日数に応じ、年3.0パーセントの割合を
乗じて計算した金額に相当する延滞金を加算して納付しなければならない。

（届出）

第20条 借受人は、次の各号の一に該当したときは、速かにその事実を証する書面を市長に提出し
なければならない。

（1） 訴えの取下げ又は判決の確定等により当該訴訟が終了したとき。

（2） 借受人又は保証人の住所又は氏名が変更したとき。

（3） 保証人が死亡したとき。

2 借受人が死亡したときは、訴訟の承継人（当該訴訟の承継がない場合にあっては保証人）は、
その事実を証する書面を市長に提出しなければならない。

（報告）

第21条 市長は必要があると認めるときは、借受人に対し、当該訴訟の経過について報告を求める
ことがある。

（再要求書）

第21条の2 条例第27条の3第2項の書面は、報告又は資料の提出を求めるときは報告等再要求書
（様式第9号の2）と、立入調査又は質問に応じることを求めるときは立入調査等再要求書（様式
第9号の3）とする。

（身分証明書）

第21条の3 条例第27条の3第3項の証明書は、身分証明書（様式第9号の4）とする。

(勧告)

第22条 条例第28条の規定により市長は勧告をするときは、勧告書（様式第10号）により行うものとする。

(意見の聴取)

第22条の2 条例第29条第2項の規定による通知は、意見聴取通知書（様式第11号）により行うものとする。

2 市長は、条例第29条第2項の規定により事業者の意見の聴取を行うときは、期限を定めて当該事業者意見の内容を記載した書面（以下「意見書」という。）を提出させるものとする。

3 事業者は、前項の規定により意見書を提出するときは、併せて証拠書類等を提出することができる。

4 市長は、意見聴取通知書を受けた事業者から意見書の提出期限の延長の申出があつた場合において、正当な理由があると認めるときは、当該意見書の提出期限の延長をすることができる。

(公表)

第23条 条例第29条の規定により市長は、公表をするときは、掲示場に掲示するほか、広く市民に周知できる方法により公表するものとする。

附 則

この規則は、昭和51年4月8日から施行する。

附 則（平成9年4月18日規則第34号）

この規則は、平成9年4月20日から施行する。

附 則（平成15年3月28日規則第20号）

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成17年3月2日規則第5号）

1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。

2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の旭川市規則の様式の規定に基づいて作成されている用紙は、この規則による改正後の旭川市規則の様式の規定にかかわらず、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則（平成17年4月1日規則第24号）

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第5条及び第6条の改正規定、第8条の次に2条を加える改正規定（第8条の2に係る部分に限る。）、第21条の次に2条を加える改正規定、第22条の次に1条を加える改正規定、附則の次に別表を加える改正規定、様式第2号及び様式第3号の改正規定、様式第9号の次に3様式を加える改正規定、様式第10号の改正規定及び同様式の次に1様式を加える改正規定は、平成17年7月1日から施行する。

附 則（平成18年3月31日規則第24号）

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成19年3月30日規則第17号抄）

(施行期日)

1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。（後略）

(経過措置)

2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の旭川市規則の様式の規定に基づいて作成されている用紙は、この規則による改正後の旭川市規則の様式の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

附 則（平成20年3月31日規則第23号）

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成21年3月31日規則第10号）

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成22年3月23日規則第11号）

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成23年3月25日規則第3号）

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成25年4月1日規則第15号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成26年4月1日規則第13号）
この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成28年4月1日規則第35号）
この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成29年3月29日規則第14号）
この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（令和2年3月31日規則第25号）
この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和3年3月31日規則第16号）
この規則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和8年3月31日規則第23号）
この規則は、令和8年4月1日から施行する。

別表（第8条の2関係）

1 条例第24条の2第1項第1号の規定に該当する行為の基準

- （1） 商品及び役務の販売若しくは提供の意図を明らかにせず、若しくは商品及び役務の販売若しくは提供以外のことを主要な目的であるかのように告げて消費者に近づき、又はそのような広告等を用いて消費者を誘引することにより、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させること。
- （2） 商品及び役務の内容又は取引に関して、重要な情報を故意に提供せず、又は虚偽の情報若しくは誤信させるような情報を提供して、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させること。
- （3） 商品及び役務の販売又は提供に際し、事業者の氏名、名称、所在地等を明らかにせず、又はこれらについて虚偽の内容を示して、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させること。
- （4） 商品及び役務の販売又は提供に際し、将来における不確実な事項について断定的な判断を提供して、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させること。
- （5） 商品及び役務の内容又は取引条件が実際のものより著しく優良又は有利であると消費者を誤信させるような表現を用いて、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させること。
- （6） 商品及び役務の購入、設置又は利用が法令等により義務付けられているかのように説明して、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させること。
- （7） 自らを官公署若しくは公共的団体の職員と誤信させるような言動等を用いて、又は官公署若しくは公共的団体等の許可、認可、後援等を得ていると誤信させるような言動等を用いて、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させること。
- （8） 契約を締結する意思のない消費者に対し、契約の申込み又は承諾となることを知らせずに、電子計算機の操作を誘導する等消費者を欺く方法を用いて、当該事業者又は他の事業者に対する契約の申込み又は承諾をさせること。

2 条例第24条の2第1項第2号の規定に該当する行為の基準

- （1） 消費者の取引に関する知識又は判断力の不足に乗じて、商品及び役務に関して、その内容、安全性、取引条件その他重要な事実について必要な説明をせずに、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させること。
- （2） 消費者の意に反して、長時間にわたり、若しくは反復して、又は威圧的な言動等を用いて、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させること。
- （3） 消費者の意に反して、早朝若しくは深夜に、又は消費者が正常な判断をすることが困難な状態のときに電話をし、又は訪問して、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させること。
- （4） 消費者の意に反して、路上その他の場所において消費者を呼び止め、その場で、又はその他の場所へ誘引して、執ように説得し、又は威圧的な言動等を用いて、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させること。
- （5） 消費者の自宅等を訪問し、消費者が退去するよう告げたにもかかわらず、その場所から退去せず、又は消費者が契約の締結を勧誘されている場所から退去する旨を告げたにもかかわらず、その場所から消費者を退去させず、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させること。
- （6） 主たる販売目的以外の商品及び役務を意図的に無償又は著しい廉価で提供することにより、消費者を正常な判断ができない状態に陥れて、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させること。

- (7) 消費者又はその親族等の不幸を予言し、消費者の生活上の不安をことさらあおる等心理的に不安な状態に陥れて、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させること。
- (8) 消費者が購入する意思を表示していないにもかかわらず、商品を一方的に消費者の自宅等に送りつけ、代金引換で受領させ、又は一方的に代金その他の名目による対価を請求することにより、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させること。

3 条例第24条の2第1項第3号の規定に該当する行為の基準

- (1) 消費者に対し名義の貸与を求め、又は無断でこれを使用して、その意に反する債務を負担させる契約を締結させること。
- (2) 消費者の契約の申込みの撤回、契約の解除若しくは取消し又は契約の無効の主張をすることができる権利を不当に制限して、消費者に不利益をもたらす契約を締結させること。
- (3) 契約に係る損害賠償額の予定、違約金等の定めにおいて、消費者に不当に高額又は高率な負担を求める条項を設けた契約を締結させること。
- (4) 消費者が購入又は利用の意思表示をしたものと異なるもの又は消費者が表示した年齢、職業、収入その他の事項について偽りよう唆し、これらの事項について虚偽の記載をした契約書を作成して、消費者に不利益をもたらす契約を締結させること。
- (5) 消費者にとって不当に過大な量の商品及び役務又は不当に長期にわたって提供される商品及び役務の購入又は利用を内容とする契約を締結させること。
- (6) 消費者の受ける信用の供与がその者の返済能力を著しく超えることが明らかであるにもかかわらず、そのような信用の供与と一体をなした契約を締結させること。

4 条例第24条の2第1項第4号の規定に該当する行為の基準

- (1) 消費者、その保証人その他法律上支払義務のある者（以下「消費者等」という。）を欺き、威迫し、若しくは困惑させ、又は正当な理由なく早朝若しくは深夜に電話をし、若しくは訪問する等の不当な手段を用いて、債務を履行させること。
- (2) 消費者等を欺き、威迫し、又は困惑させて、消費者等と金融機関へ同行し、又は消費者等に代わって預金の払戻しを受けること等により、消費者等に金銭を調達させ、債務を履行させること。
- (3) 消費者等の関係者で法律上支払義務のないものに、契約に基づく債務の履行への協力を執ように要求し、又は協力させること。
- (4) 消費者等に対して、正当な理由がないにもかかわらず、消費者等に不利益となる情報を信用情報機関又は消費者等の関係者に通知する旨の言動等を用いて、債務を履行させること。
- (5) 契約の成立又は有効性について当事者間に争いがあるにもかかわらず、契約の成立又は有効性を一方的に主張し、債務を履行させること。

5 条例第24条の2第1項第5号の規定に該当する行為の基準

- (1) 債務の履行期限が過ぎているにもかかわらず、消費者からの再三の履行の催促に対して適切な対応をすることなく、債務の履行を拒否し、又は遅延させること。
- (2) 契約に基づく債務の完全な履行がない旨の消費者からの苦情に対し、担当者の不在、退職等を理由にして対応を拒み、債務の履行を拒否し、又は遅延させること。

6 条例第24条の2第1項第6号の規定に該当する行為の基準

- (1) 消費者の正当な契約の申込みの撤回、契約の解除若しくは取消しの申出又は契約の無効の主張をすることができる権利の行使に際し、これを拒否し、若しくは黙殺し、又は術策等を用いて、当該権利の行使を妨げて、契約の成立又は存続を強要すること。
- (2) 消費者の正当な契約の申込みの撤回、契約の解除若しくは取消し又は契約の無効の主張が有効に行われたにもかかわらず、法律上その義務とされる返還義務、原状回復義務、損害賠償義務等の履行を正当な理由なく拒否し、又は遅延させること。
- (3) 継続的に商品及び役務等を供給する契約を締結した場合において、消費者の正当な根拠に基づく中途解約の申出に対して、これを不当に拒否し、中途解約に伴う不当な違約金、損害賠償金等を要求し、執ように説得し、又は威迫する等して、契約の存続を強要すること。

様式第 1 号

		第	号
価 格 調 査 員 証			
写真貼付欄	契 印	氏名	
		(年 月 日生)	
		上記の者は、旭川市民の消費生活を守り高める条例第 7 条に規定する価格調査員であることを証する。	
年 月 日交付		旭川市長	
		印	

様式第 2 号及び様式第 3 号削除

様式第 4 号

旭川市消費者訴訟貸付金貸付申請書									
年 月 日									
(宛先) 旭川市長									
申請者 住 所 氏 名									
旭川市民の消費生活を守り高める条例第26条の規定により貸付金の貸付けを受けたいので、旭川市民の消費生活を守り高める条例施行規則第11条第1項の規定により、関係書類を添えて申請します。									
訴訟の種類 訴訟（単独・共同） 和解 調停									
訴訟を提訴する裁判所及び年月日 裁判所 年 月 日									
訴訟の目的 価格		円		費 用 の 区 分			費 用 の 額		
訴訟に要する費用		円		裁判所に納める費用			円		
				弁護士に支払う費用			円		
貸付申請額		円		その他訴訟遂行に要する費用			円		
				計			円		
申請者	氏名				生年月日	年 月 日			
	住所				職 業	名 称	電 話		
	電話				(勤務先)	所在地			
被害者	氏名				生年月日	年 月 日			
	住所				申請者との関係				
相手方	事業者	名 称				代表者氏名			
		所在地				電 話			
連 保 証 人	氏名				生年月日	年 月 日			
	住所				職 業	名 称			
	申請者との関係				(勤務先)	所在地			
上記の借入れについて、連帯して債務を負担いたします。									
年 月 日									
(宛先) 旭川市長									
連帯保証人 氏名									
被害状況等									
1 被害を受けた日時・場所・原因その他被害の経過等									
2 被害の内容									
1) 被害の内容、程度									
2) 被害額及びその内訳									
3 その他被害の状況に関する参考事項									

指令 第 号
年 月 日

様

旭川市長 印

旭川市消費者訴訟貸付金貸付承認書

年 月 日申請のあつた消費者訴訟貸付金は、次のとおり貸付を承認決定いたしました。

貸付番号 第 号
貸付金額 円
償還期限 訴訟終了後 6 月以内
償還方法 全額一時払
利 子 無利子

様式第 6 号

貸付決定番号 第 号

旭川市消費者訴訟貸付金借用書

借用金額 円

利 子 無利子

償還期限 訴訟終了後 6 月以内

償還方法 全額一時払

上記のとおり借用いたします。

なお、貸付金を償還期限までに償還しないときは、償還期限の翌日から納付の日までの日数に応じ年3.0パーセントの割合を乗じて計算した延滞金を当該償還金と合わせて納入いたします。

年 月 日

(宛先) 旭川市長

借受人

住 所

氏 名 ㊞

連帯保証人

住 所

氏 名 ㊞

様式第 7 号

旭川市消費者訴訟貸付金追加貸付申請書				
(宛先) 旭川市長				
住 所				
申請者				
氏 名				
旭川市民の消費生活を守り高める条例施行規則第15条第 2 項の規定による貸付金の追加貸付けを受けたいので、関係書類を添えて申請します。				
追加貸付申請額		円		既貸付額
				円
申請の理由				
所要費用等の変更の状況				
訴訟に要する費用の内訳	費 用 の 区 分	費 用 の 内 訳		
		変 更 前		変 更 後
	裁判所に納める費用	円		円
	弁護士に支払う費用	円		円
	その他訴訟遂行に要する費用	円		円
	計	円		円
連帯保証人	氏名	生 年 月 日		年 月 日
	住所	職 業	名 称	電 話
	申請者との関係	勤務先	所在地	
上記の借入れについて、連帯して債務を負担いたします。				
年 月 日				
(宛先) 旭川市長				
連帯保証人 氏名				

旭川市消費者訴訟貸付金償還免除申請書

年 月 日

(宛先) 旭川市長

住 所

借受人

氏 名

旭川市民の消費生活を守り高める条例施行規則第17条第2項の規定による貸付金償還の債務の免除を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

償還免除申請額 円

申請理由（詳細に記載すること。）

貸付決定額の総額 円

借受金額の総額 円

償 還 期 限 年 月 日

勝訴等により相手方から弁済を受けた額 円

第 号
年 月 日

様

旭川市長 印

旭川市消費者訴訟貸付金償還免除通知書

年 月 日申請のあつた旭川市消費者訴訟貸付金償還免除について、次のとおり行うことになりました。

(承認内容)

全部免除・一部免除

申請日現在の償還未済額 円

償還を免除した額 円

今後償還を必要とする額 円

報 告 等 再 要 求 書

第 号
年 月 日

様

旭川市長

印

旭川市民の消費生活を守り高める条例第27条の3第1項の規定により、
年 月 日に報告又は資料の提出（以下「報告等」という。）を要求しましたが、あなたはこれを拒否されました。

次の理由により報告等をしていただく必要がありますので、同条第2項の規定により、報告等を再度要求します。

なお、正当な理由がなく報告等を拒否したときは、同条例第29条第1項の規定により、その旨を公表することがあります。

1 報告等を要求する事項

2 報告等を要求する理由

3 報告等の期限 年 月 日

4 報告（提出）先

5 その他

立 入 調 査 等 再 要 求 書

第 号
年 月 日

様

旭川市長

印

旭川市民の消費生活を守り高める条例第27条の3第1項の規定により、
年 月 日に立入調査又は質問（以下「立入調査等」という。）に応ずることを
要求しましたが、あなたはこれを拒否されました。

次の理由により立入調査等をする必要がありますので、同条第2項の規定によ
り、立入調査等に応ずるよう再度要求します。

なお、正当な理由がなく立入調査等を拒否したときは、同条例第29条第1項の規
定により、その旨を公表することがあります。

1 立入調査等の事項

2 立入調査等の理由

3 立入調査等の実施予定日 年 月 日

4 その他

表

第 号	
身 分 証 明 書	
写真貼付欄	所 属
	氏 名
	(年 月 日生)
契 印	
上記の者は、旭川市民の消費生活を守り高める条例第27条の3第1項及び第2項の規定による立入調査等を行う職員であることを証する。	
年 月 日交付	
旭川市長 印	

裏

旭川市民の消費生活を守り高める条例（抜粋）

（立入調査等）

第27条の3 市長は、第12条及び第24条の3第1項の規定の施行に必要な限度において、事業者に対し、報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に当該事業者の事務所、事業所その他事業に関係のある場所に立ち入らせ、書類その他物件を調査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 市長は、事業者又は関係者が前項の規定による報告、資料の提出又は立入調査を拒み、質問に対し回答しなかつたときは、当該事業者に対し、報告若しくは資料の提出、又は立入調査若しくは質問に応ずるよう、書面により再度求めるものとする。

3 前2項の規定により立入調査又は質問をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

4 第1項及び第2項の規定による立入調査及び質問の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

勸 告 書

年 月 日

様

旭川市長 印

あなたは、旭川市民の消費生活を守り高める条例 第12条に規定する不適正な事業活動を行っている (第14条・第15条・第24条の2第1項) の規定に違反している ので、同条例第28条第1項の規定により、次の措置を講ずるよう勧告します。

なお、勧告に従わなかったときは、同条例第29条第1項の規定によりその旨を公表することがあります。

- 1 不適正な事業活動（違反）の状況
- 2 不適正な事業活動（違反）と認められる理由
- 3 改善措置の内容
- 4 改善の期限 年 月 日

意 見 聴 取 通 知 書

第 号
年 月 日

様

旭川市長

印

旭川市民の消費生活を守り高める条例第29条第2項の規定により、意見の聴取を行いますので、次のとおり、意見の内容を記載した書面（以下「意見書」という。）を提出してください。また、証拠書類等があるときは、併せて提出してください。

なお、あなたが正当な理由がなく意見書の提出を拒否したとき、又は提出期限までに意見書を提出しなかつたときは、意見はないものとみなします。

1 公表を予定している内容

2 公表の原因となる事実

3 意見書の提出期限 年 月 日

4 意見書の提出先

5 指導、勧告等の経過

○旭川市消費生活会議規則

昭和50年10月16日規則第57号

改正

昭和56年1月14日規則第5号
平成9年11月21日規則第67号
平成17年4月1日規則第25号
平成20年5月1日規則第44号
平成29年9月15日規則第34号

旭川市消費生活会議規則

(趣旨)

第1条 この規則は、旭川市民の消費生活を守り高める条例(昭和50年旭川市条例第36号。以下「条例」という。)第27条の2第1項の規定に基づき設置する旭川市消費生活会議(以下「消費生活会議」という。)の組織、運営等に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 消費生活会議は、学識経験者のうちから選任される委員4人、事業者のうちから選任される委員3人及び消費者のうちから選任される委員3人をもつて組織する。

(任期)

第3条 委員の任期は、2年とし、欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第4条 消費生活会議に、会長1人及び副会長1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員が互選する。

3 会長は、消費生活会議の会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

5 会長及び副会長ともに事故があるとき、又は欠けたときは、あらかじめ会長が指名した委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 消費生活会議の会議は、会長が招集する。

2 消費生活会議は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 消費生活会議の議事は、出席委員の過半数をもつて決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(苦情処理部会)

第6条 条例第27条の2第4項の消費者苦情処理部会(以下「苦情処理部会」という。)は、学識経験者のうちから選任される委員3人、消費者のうちから選任される委員1人及び事業者のうちから選任される委員1人をもつて組織する。

2 苦情処理部会の委員は、会長が指名する。

3 苦情処理部会に部会長及び副部会長1人を置く。

4 部会長は、苦情処理部会に属する委員の互選によりこれを定める。

5 部会長は、苦情処理部会の会務を掌理する。

6 副部会長は、部会長が指名する。

7 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

8 前条の規定は、苦情処理部会について準用する。この場合において、同条中「消費生活会議」とあるのは「苦情処理部会」と、「会長」とあるのは「部会長」と読み替えるものとする。

(部会)

第7条 条例第27条の2第6項の部会の組織、運営等に関し必要な事項は、消費生活会議において決定する。

2 第5条及び前条第2項から第4項までの規定は、部会について準用する。この場合において、第5条中「消費生活会議」とあるのは「部会」と、「会長」とあるのは「部会長」と読み替え、前条第2項から第4項まで中「苦情処理部会」とあるのは「部会」と読み替えるものとする。

(庶務)

第8条 消費生活会議の庶務は、市民生活部において処理する。

(委任)

第9条 この規則で定めるもののほか、消費生活会議の組織、運営等に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和56年1月14日規則第5号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成9年11月21日規則第67号抄)

1 この規則は、平成9年12月1日から施行する。

附 則 (平成17年4月1日規則第25号)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(旭川市消費者苦情処理委員会規則の廃止)

2 旭川市消費者苦情処理委員会規則(昭和50年旭川市規則第56号)は、廃止する。

(旭川市消費生活センター規則の一部改正)

3 旭川市消費生活センター規則(平成13年旭川市規則第74号)の一部を次のように改正する。

第5条第5号中「消費生活会議及び消費者苦情処理委員会」を「消費生活会議」に改める。

附 則 (平成20年5月1日規則第44号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成29年9月15日規則第34号)

この規則は、平成30年3月2日から施行する。

○旭川市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例

平成28年3月25日条例第26号

旭川市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、消費者安全法(平成21年法律第50号。以下「法」という。)第10条の2第1項の規定に基づき、消費生活センター(以下「センター」という。)の組織及び運営並びに情報の安全管理に関する事項について定めるものとする。

(名称等の公示)

第2条 市長は、センターを設置したときは、遅滞なく、次に掲げる事項を公示しなければならない。当該事項を変更したときも、同様とする。

(1) センターの名称及び位置

(2) 法第8条第2項第1号及び第2号の事務を行う日及び時間

(職員)

第3条 センターに所長その他必要な職員を置くものとする。

(消費生活相談員の配置)

第4条 センターに法第10条の3第1項に規定する消費生活相談員資格試験に合格した者(不当景品類及び不当表示防止法等の一部を改正する等の法律(平成26年法律第71号)附則第3条の規定により合格した者とみなされた者を含む。以下この条において同じ。)を消費生活相談員として置くものとする。ただし、やむを得ない理由があるときは、消費生活相談員資格試験に合格した者の配置に代えて、これと同等以上の専門的な知識及び技術を有すると市長が認める者を消費生活相談員として置くことができる。

(消費生活相談員の人材及び処遇の確保)

第5条 市長は、消費生活相談員の専門性に鑑み適切な人材及び処遇の確保に必要な措置を講じるものとする。

(職員に対する研修)

第6条 市長は、当該センターにおいて法第8条第2項各号に掲げる事務に従事する職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保するものとする。

(情報の安全管理)

第7条 市長は、法第8条第2項各号に掲げる事務の実施により得られた情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の当該情報の適切な管理のために必要な措置を講じるものとする。

(委任)

第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

○旭川市消費生活センター規則

平成13年11月12日規則第74号

改正

平成17年4月1日規則第25号

平成23年9月9日規則第31号

旭川市消費生活センター規則

(設置)

第1条 本市は、消費者の保護と消費生活の安定及び向上を図るため、旭川市消費生活センター（以下「センター」という。）を置く。

(位置)

第2条 センターの位置は、旭川市1条通8丁目とする。

(職員)

第3条 センターに所長を置く。

2 センターに主査、主任その他必要な職員を置くことがある。

(職務)

第4条 所長は、上司の命を受けてセンターの事務を掌理し、その事務に従事する職員を指揮監督する。

2 主査は、上司の命を受けて主査の事務を処理し、その事務に従事する職員を指導監督する。

3 主任は、上司の命を受けて担当の事務を処理する。

4 その他の職員は、上司の命を受けて事務に従事する。

(分掌事務)

第5条 センターは、次の事務を分掌する。

(1) 消費生活に関する啓発及び情報の提供に関すること。

(2) 消費生活に関する相談及び苦情の処理に関すること。

(3) 生活関連物資等の小売価格及び需給動向の調査に関すること。

(4) 消費者団体に関すること。

(5) 消費生活会議に関すること。

(6) その他消費生活に関すること。

(委任)

第6条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成13年11月19日から施行する。

附 則（平成17年4月1日規則第25号抄）

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成23年9月9日規則第31号）

この規則は、平成23年9月12日から施行する。

○公益的事業者の範囲について

昭和51年4月8日告示第61号

改正

平成11年10月1日告示第214号

平成13年6月15日告示第176号

平成19年7月1日告示第315号

平成31年4月1日告示第220号

旭川市民の消費生活を守り高める条例（昭和50年旭川市条例第36号）第9条第3項及び旭川市民の消費生活を守り高める条例施行規則（昭和51年旭川市規則第27号）第3条第2項の規定に基づき公益的事業者の範囲を次のように定める。

公益的事業者の範囲について

- 1 公益的事業者の範囲
旭川市水道局
旭川電気軌道株式会社
道北バス株式会社

○重要物資として指定する物資について

昭和51年9月22日告示第222号

重要物資として指定する物資について

旭川市民の消費生活を守り高める条例（昭和50年旭川市条例第36号）第11条及び旭川市民の消費生活を守り高める条例施行規則（昭和51年旭川市規則第27号）第4条の規定に基づき重要物資として指定する物資を次のように定める。

- 1 重要物資として指定する物資
 - （1） 家庭用灯油
 - （2） 家庭用液化石油ガス

○単位価格を表示すべき店舗及び指定商品について

昭和51年6月1日告示第108号

改正

平成15年7月10日告示第291号

単位価格を表示すべき店舗及び指定商品について

旭川市民の消費生活を守り高める条例（昭和50年旭川市条例第36号）第21条第3項及び旭川市民の消費生活を守り高める条例施行規則（昭和51年旭川市規則第27号）第8条の規定に基づき単位価格を表示すべき店舗及び指定商品を次のように定め、昭和51年8月1日から適用する。

- 1 単位価格を表示すべき店舗
次の基準に該当し、指定商品を反復継続して最終消費者に販売する店舗
 - （1） 一の売場面積が1,000平方メートル以上の店舗
 - （2） 特定の小売業を営む者（以下「キーテナント」という。）とその者が中心となってこれと出店契約を締結した他の小売業を営む者（以下「出店契約者」という。）とが同一の建物内において外見上キーテナントと一体となって小売業を営む場合において、当該建物における売場面積の合計が1,000平方メートル以上の場合におけるキーテナント及び出店契約者の店舗
- 2 指定商品及び表示基準単位量
 - （日用品）
 - （1） ちり紙 10枚又は100枚
 - （加工食品）
 - （1） 粉ミルク 10グラム又は100グラム
 - （2） 乾めん 10グラム又は100グラム
 - （3） マカロニ 10グラム又は100グラム
 - （4） スパゲッティ 10グラム又は100グラム
 - （5） 食酢 10ミリリットル又は100ミリリットル
 - （6） ジャム 10グラム又は100グラム
 - （7） しょう油 10ミリリットル又は100ミリリットル
 - （8） みそ 10グラム又は100グラム

前 文（抄）（平成15年7月10日告示第291号）

告示の日から適用する。